

令和7年栗山町議会定例会1月臨時会議 会議録

令和8年1月15日 午前9時30分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1番	齊	藤	義	崇	君
3番	重	山	雅	世	君
4番	大	櫛	則	俊	君
5番	堀		文	彦	君
6番	鈴	木	千	逸	君
7番	佐	藤	則	男	君
8番	斎	藤	隆	浩	君
9番	端		師	孝	君
10番	藤	本	光	行	君
11番	鶴	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

2番 置 田 武 司 君

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局長	中野	真里
事務局主査	武田	憲尚

4、地方自治法第121条第1項の規定による説明員は次のとおりである。

町長	佐々木	学	君
副町長	橋場	謙	吾君
総務課総務担当主幹	酒井	文	恵君
企画財政課長	松川	公	人君
福祉課長	平野	敬	太君
建設課長	高田	宏	明君
建設課土木・管理担当主幹	谷口	良	之君
上下水道課長	野原		修君
上下水道課主幹	花田	勝	巳君
教育長	高野瀬	大	和君
学校教育課長	吉田	政	和君
	桑島	克	典君

金 丸 大 輔 君

古 田 敏 幸 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

会期の決定

諸般の報告

会務報告

議案第49号 令和7年度栗山町一般会計補正予算（第9号）

議案第50号 令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第52号 令和7年度栗山町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第53号 令和7年度栗山町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第57号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第58号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

議員研修会への派遣について

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達していますので、ただいまから令和7年栗山町議会定例会を再開し1月臨時会議を開会いたします。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 今、開会議会の議会期間は本日1日といたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員には、8番齊藤隆浩議員、9番端議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第2、議会運営委員会より、このたびの臨時会議の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第3、諸般の報告に入ります。
会務報告につきましては、事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、議案第49号令和7年度栗山町一般会計補正予算（第9号）外10件であります。
議会側からの案件は、12月定例会議において付託いたしました議案2件の審

査報告外1件であります。

地方自治法第121条第1項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、各課所長、並びに、教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の臨時会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎議案第49号

○議長（鵜川和彦君）　日程第4、議案第49号　令和7年度栗山町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長　佐々木　学君登壇]

○町長（佐々木学君）　議案第49号　令和7年度栗山町一般会計補正予算（第9号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,963万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ114億1,308万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、1款議会費におきまして、本年度の人事院勧告による期末勤勉手当支給率の改定に伴う補正であります。

2款総務費は、人事院勧告による給与改定等に伴う一般職給料及び職員手当等の追加等に係る補正であります。

3款民生費は、介護保険特別会計繰出金の追加に係る補正であります。

8款土木費は、人事院勧告による給与改定等に伴う一般職給料及び職員手当等並びに共済組合負担金の追加に係る補正であります。

10款教育費は、北海道介護福祉学校特別会計繰出金の追加に係る補正であります。

事項別明細につきましては、副町長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君）　副町長。

[副町長　橋場　謙吾君登壇]

○副町長（橋場謙吾君）　それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

まず、歳出でありますが、1款1項1目3節職員手当等の13万6,000円の補正は、本年度の人事院勧告による期末手当支給率の改定に伴う追加であります。

2款1項1目1節報酬から10節需用費までの合わせて12万9,000円の補

正は、議会議員の報酬について審議を行う栗山町特別職報酬等審議会に係るもので、内訳につきましては、1節報酬で、特別職報酬等審議会委員報酬11万3,000円、8節旅費で、委員費用弁償1万2,000円の追加、10節需用費で、会議用お茶4,000円であります。

17目2節給料及び3節職員手当等の合わせて3,710万6,000円の補正是、人事院勧告に伴う給与改定及び年度の実績見込みにより、一般職給料及び職員手当等の一部を追加するものであります。

3款1項1目27節繰出金の89万6,000円の補正是、後ほど議案第51号令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第3号）でご審議いただきます、補正予算の財源調整に係る繰出金の追加であります。

8款4項都市計画費、及び5項住宅費の合わせて49万円の補正是、本年度の人事院勧告に伴う給与改定等により、一般職給料及び職員手当等の一部並びに共済組合負担金を追加するものであります。

5ページをご覧ください。10款1項5目27節繰出金の87万7,000円の補正是、後ほど議案第50号 令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第3号）でご審議いただきます、補正予算の財源調整に係る繰出金の追加であります。

3ページをご覧ください。次に、歳入であります。

19款1項1目1節財政調整基金繰入金の3,963万4,000円の補正是、今回の補正に係る財源調整として、追加するものであります。

以上で事項別明細の説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、斎藤議員。

○8番（斎藤隆浩君） 歳出の2款総務費が代表なんですけれども、17目の職員給与費なんですけど、歳入歳出の後ろに、給与費明細書っていうのがついてるんですけど、特別職、一般職、会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員と書かれているんですけども、特別職、一般職、会計年度任用職員以外の職員については、今回補正がかかってるんですけども、会計年度任用職員については今回補正がかかっていないということで会計年度任用職員は、人事院勧告の今回のものについて、何も影響されないんでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入れます。

総務課主幹。

○総務課主幹（松川公人君） 会計年度任用職員の給与の関係の御質問だったと思

います。

常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いにつきましては、改定の実施時期も含めて、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本として、適切に対処することということで総務省からは通知がなされているところであります。

本町の会計年度職員の中には、扶養の範囲内での勤務を希望している方がいらっしゃって、そのため扶養の範囲内で雇用契約している会計年度職員においては、給与を遡及改定することによって、扶養から外れる可能性がありましたり、また減額遡及の場合は、給与の返還を求めなければならないという必要があつたりするものですから、そういった部分も含めて取扱いが困難ということも想定されることから、本町においては、遡及改定はしない取扱いとしているところであります。

○議長（鵜川和彦君） 斎藤議員。

○8番（斎藤隆浩君） それが大半の会計年度任用職員の希望なのか、一部の意見を尊重してそうされているのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（鵜川和彦君） 総務課主幹。

○総務課主幹（松川公人君） 斎藤議員重ねての質問でございますが、会計年度任用職員が90名ほどいらっしゃるんですけど、大体そういう希望されてる方が10名程度ということになりますので、一部の職員というような形になっております。

○議長（鵜川和彦君） 8番、斎藤隆浩議員。

○8番（斎藤隆浩君） 90人中10名の意見で、会計年度任用職員だけ遡って報酬が改定されないということについて、どうなのかなと、私も従業員雇ってる中で、正社員については上げるけど、パートアルバイトについては、上げないよという話は通常ならないんじゃないのかなと思うんですけども、この会計年度職員だけ切り分けた10人しかいない中で、今回、来年度4月1日からになると思うんですけども、そうした理由、今、先ほど対象者がどうとかという話なんんですけど、90人中10人しかいない中で、ちょっと理由にならないなと思うんですけども、ほかに理由あるんですかね。

○議長（鵜川和彦君） 総務課主幹。

○総務課主幹（松川公人君） 最初の答弁でもちょっとさせていただいたんですけど、もう1点の理由としましては、減額遡及とかになった場合に、給与の返還を求める必要があつたりする場合もあるんですが、その場合において既に雇用が終わってしまって、働いていない職員に対しても、返還を求めたりっていうこともあつたりする可能性がありますのでそういう取扱いも含めまして、遡及改定をしないという理由としているところでございます。

○議長（鵜川和彦君） 斎藤隆浩議員。

○8番（斎藤隆浩君） 国の方針として、最低賃金も毎年上がってるわけで、減額

改定されるっていうのはちょっと現実的じゃないのかなってずっと上がり続けてると思う。今までではそういうこともあったのかもしれないんですけど今これから、どんどん給料改善していこうという中で、会計年度職員だけちょっと置いてくのは違うんじゃないかなと、遡ってちゃんと払ってあげなきゃ駄目なんじゃないかなと思うんですけども、もう一度その点について答弁お願ひします。

○議長（鵜川和彦君） 副町長。

○副町長（橋場謙吾君） 斎藤隆浩議員重ねての御質問でございます。

会計年度の給与の人事院勧告の対応に関しましては、今ほど主幹のほうから御説明があったとおりでございます。

この制度というか、会計年度制度が導入された当時に、対応について、管内の他の市町村、参考にしながらどういった方針にするのかも、協議しながら、結果的にこのような形で対応してするような状況であります。

4月採用時点に、このような条件ということで、了解も頂いた中で、雇用させていただいていることもありますし、今、流れ的には、なかなか減額というケースは、想定されないかもしれませんけども、導入当初においては、そういった心配も懸念されるということから、そういう扱いにさせていただいているところでございます。

ただ一方で、今お話にありましたように総務省のほうからは、そういった対応を基本とするようなことも示されておりますので、今後においては、他の市町村の動向も勘案しながら、対応を検討していきたいというふうには考えておりますけども、今の時点では、これまでどおりの扱いでというような考え方でございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

8番、斎藤隆浩議員。

○8番（斎藤隆浩君） 私は今回のこの補正予算について反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、役場側から説明あったんですけども、どうも何かこう、解せないというか納得できないというかやっぱり会計年度職員に、私たち職員、一般職とか助けてもらってる立場であると。

一生懸命働いてくれてる人に対して、当然契約だから、今年は変えられないという話も分かるんですけども、上がることに対して、誰が嫌な顔をするのかなっていうのを、働いてる人全員そうだと思うんですけども、お金稼ぐために働いてるので、ですので、人事院勧告出たときに、一般職、特別職上げるんであれば、当然

会計年度任用職員も上げていかなければいけないこの後、条例改正があるので、またそのときに話すことなんでしょうけれども、まず、補正予算の資料に対して、先ほど説明を受けまして、やはり私は会計年度任用職員も一緒に遡って上げていくべきだと思いますので、今回の補正予算に反対いたします。

○議長（鵜川和彦君） 次に賛成討論ござりますか。

6番、鈴木議員。

○6番（鈴木千逸君） 私は、当初の契約の段階でそれを踏まえた形の内容で契約してらっしゃるということ。それから、今後においては、先ほど副町長のお話の中で、検討をするというふうなお話があったこと、これらを踏まえますと、今回のことにつきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（鵜川和彦君） 反対討論ありませんか。

なければ討論を打ち切ってもよろしいですか。

齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 大事な話なので、賛成意見として意見を整理しますと、給与遡及制度っていうのがあって、雇用契約をするっていう民間の企業と違って、減額ってなった場合その月の給料で、確実に減額せねばならないっていう制度も用いなきやならないので、制度設計上、確実に履行しなきやならないという点でやっているので、それ以上、現実的ではないんじゃないかなというふうに制度 자체を理解してるし、自分も勤めた経験があるので、差額査定等については、法律で履行される場合、いわゆる会計年度職員の方は、正職員の方より給料が安くて、その遡及の金額が大きい場合にリスクを背負うということだから、制度を理解した上で賛成反対っていうふうにしなければならないんじゃないかなっていうふうに僕は思います。

私は賛成でございます。

○議長（鵜川和彦君） 反対意見の方いらっしゃいますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） なければ討論を打ち切りたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第49号 令和7年度栗山町一般会計補正予算(第9号)について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、議案第49号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第50号

○議長（鵜川和彦君）　日程第5、議案第50号　令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木学君）　議案第50号　令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,329万7,000円とするものであります。

補正の内容は、1款教育費におきまして、本年度の人事院勧告に伴う職員給与の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。まず、歳出ですが、1款1項1目2節給料及び3節職員手当等の合わせて87万7,000円の補正は、本年度の人事院勧告による給与改定に伴い、それぞれ追加するものであります。

3ページをご覧ください。次に、歳入ですが、4款1項1目1節一般会計繰入金の87万7,000円の補正は、今回の補正予算の財源調整として追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君）　提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、齊藤隆浩議員。

○8番（齊藤隆浩君）　先ほどと同じ質疑なんですけど、ここについての会計年度任用職員は、扶養の範囲内の対象者おられるんでしょうか。

○議長（鵜川和彦君）　介護福祉学校事務局長。

○介護福祉学校事務局長（古田敏幸君）　本年の本校の会計年度任用職員につきましては、扶養の範囲外ということで、従事をしていただいているというところになってございます。

○議長（鵜川和彦君）　ほかにございますか。

ないようですので質疑を打切りたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君）　それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入れます。ありませんか。

8番、齊藤隆浩議員。

○8番（齊藤隆浩君） 先ほどの議案と同じで、会計年度職員も一緒に上げていくべきだと思っております。

先ほど賛成討論でも頂いたんですけども、この後条例改正もありますので、変えるのは可能であると思っておりますので、私は、議案50号に対して反対の立場で討論させていただきます。

○議長（鵜川和彦君） 次に賛成討論ございますか。

1番、齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） その点だけじゃなくて、齊藤隆浩議員にお伝えしつつ賛成討論もしますけど、制度設計はもっと細かくなっていて、民間企業と全然違うんです。だからその遡及制度っていうの経済状況じゃなくても、給与減額査定とかいろいろなった場合、引くときはその次の給料が全部引かれても引かなきゃならないってなると、それぞれ会計年度任用職員の方にはいろんなカテゴリーの方おられると思うんですけど、給与を頂くリスクは民間より公務員のほうが制度が厳しくなっているので、きっちりとした、ルールや制度設計のっとって補正されるんであれば、先ほども言った、その補正の大元の出どころってのは人事院だから、人事院の制度に市町村が事務委託を受けて乗っとらなきゃなんないって考えたら、ここで右往左往するっていうふうには僕はなんないと思いますけど。

ほとんどの人はそういうふうに思うとは思うんですけど、その制度の理解っていうのを十分した上で、賛成反対っていうふうに臨まないと駄目じゃないかなっていう気がします。それは個人個人それぞれ議員の主観と考え方がありますので、それを申し上げませんけど、私は適切に事務設定上の処理として、この給与の補正というのが行われて、もとは人事院勧告を受けたということありますので、適正に処理されてるということで賛成したいと思います。

○議長（鵜川和彦君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。議案第50号 令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第3号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、議案第50号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第52号

○議長（鵜川和彦君）　日程第6、議案第51号　令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議案に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木学君）　議案第51号　令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ14億7,214万5,000円とするものであります。

補正の内容は、3款地域支援事業費におきまして、本年度の人事院勧告に伴う職員給与の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

まず、歳出でありますが、3款3項1目総合相談事業費の71万4,000円、及び3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の18万2,000円、合わせて89万6,000円の補正は、本年度の人事院勧告による給与改定に伴い給料及び職員手当等をそれぞれ追加するものであります。

3ページをご覧ください。

次に歳入でありますが、8款1項一般会計繰入金の89万6,000円の補正は、歳出3款でご説明いたしました人件費の補正に伴う追加であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君）　提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、齊藤隆浩議員。

○8番（齊藤隆浩君）　49、50、反対したんですけども、ちょっと確認で、私間違ってたらごめんなさい。この会計年度任用職員、遡ってお給料改定する制度できないんですか、できるんですか。教えてください。

○議長（鵜川和彦君）　総務課主幹。

○総務課主幹（松川公人君）　これにつきましては条例で規定している形になりますので、これから提案させていただく条例の中では、遡及はしないという取扱いにしてますので、そういう条例にしておりますが、その内容によっては、遡及改定もできるという形での条例の規定も可能であります。

○議長（鵜川和彦君） 斎藤議員。

○8番（斎藤隆浩君） 会計年度任用職員だけ4月1日からにしていくじゃないですか、それを遡及することによってこの町に財政とか、何か影響あるんでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 副町長。

○副町長（橋場謙吾君） 財政への影響というか、当然、改定になれば、その分増になる場合もあるし、減になる場合もありますしそれぞれの影響は出てきますけども、制度設計上今の形でやってるということでございます。

○議長（鵜川和彦君） 斎藤議員。

○8番（斎藤隆浩君） 今、人事院勧告からということで、この財源は、一般財源で国から入ってくるお金を職員たちに配るんじゃなくて、一般財源なんというか、町の独自財源から払うわけじゃないですよね。会計年度任用職員も含めて。

○議長（鵜川和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平野敬太君） ただいま斎藤隆浩議員の御質問で、給与改定に関する財源の関係でございます。

今年度におきましては、前回の12月の臨時議会で補正予算をさせていただいたとおりで、交付税の再算定がございまして、この中で臨時経済対策費ですとか、今般の給与改定費、ここに関わる制度が創設をされまして、それぞれ措置を頂いているという状況に、今年度に関しては、そういう理解をさせていただいております。

○議長（鵜川和彦君） 斎藤議員。

○8番（斎藤隆浩君） 12月の補正のときに、入れてあるなと思ってたんで、お金名前書いてないんで、どのお金使ったのかわかんないんですけども、その中で、会計年度任用職員、4月から上げていく分は含まれていないんですかね。

○議長（鵜川和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平野敬太君） 改めての御質問で、交付税の中に、会計年度の費用といいますか、人件費相当が入ってるかどうかという御質問かと思います。

交付税の算定においては、この給与改定費に関して町の人口の規模ですとか、それから職員配置の数、そういったものから算出をされておりますので、基本的に私どもとしては一般職に関わる経費というものがこの中では計算をされ、この今御質問の会計年度の方については、交付税の算定の中には除外をされているという認識で理解をしているところでございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

8番、斎藤隆浩議員。

○8番（齊藤隆浩君） 49、50に引き続き、会計年度任用職員だけ外されていることに対して、今回の補正で、会計年度任用職員救ってあげることも可能だったんじゃないかなと改めて思いましたので、反対させていただきます。

○議長（鵜川和彦君） 次に賛成討論ございますか。

1番、齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 反対を出せば賛成ということで、きっちと賛成討論しますけど、もう1回言うんですけど制度設計を全部読み込んでするべきだと僕は思うんです。

討議ではないですから、討論なんですけど。制度はいろいろあるんですけど会計年度任用職員や再任用職員ということで、市町村都道府県の採用制度ができたときに、自分は勤めてたので、理解してるんですけど、この制度設計のときに、同僚議員が言われた、どういうふうに雇用契約をするんだという約束事を決めてるルールがきっちと町にあって、そのときに給料が右往左往を触れたり人勧が一々起きたり何なり状況が起きたときに、右往左往触れないで、その人と雇用契約するためどういう条件かっていう話合いを持って制度をつくってあるんです。

その制度を作つてあるものがきっちと鉄板でその人を雇われるときに、給料の人事院勧告を受けて増減したりとかしないでこういうふうにしますよっていうふうにきっちと説明がなされて、再任用されたり会計年度任用職員になってるって中には、公務員からおられる方と公務員からおりない方がいるので、どういうふうに説明されてるかというその法定事務というか、事務についての考え方は、多分一人一人ときちつとこういう雇用契約ですよってなされて期間の間はそのとおり給料を支給しないとルール違反になるので、そのとおり支給しなければならないというルールが前提で、今回補正と条例を出しているということで、一般の職員の方と会計年度任用職員の方が、聞きようによつては割を食つてるというふうに多分理解してんじやないかなとそうじやなくて、ちゃんと雇用契約の制度上の設計としてきっちと成立していく、その人たちから、私たちどうして人勧ないのでなくて説明を受けた人がきっちと、任を担つていただいているというふうに理解したらいいんじゃないかなと思います。解説しても駄目なので、私は制度設計を少し理解してるほうにいるので賛成であります。

○議長（鵜川和彦君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） それでは討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第51号 令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算

(第3号)について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鵜川和彦君) 起立多数。

よって、議案第51号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第52号

○議長(鵜川和彦君) 日程第7、議案第52号 令和7年度栗山町水道事業会計補正予算(第4号)を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長(佐々木学君) 議案第52号 令和7年度栗山町水道事業会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額におきまして、支出の第1款水道事業費用で、200万2,000円を追加し、その総額を4億552万6,000円とするものであります。

次に、予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でありますが、職員給与費におきまして、187万9,000円を追加し、その総額を4,179万8,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

補正の内容について、ご説明申し上げます。

収益的収支の支出におきまして、1款1項1目原水及び浄水費の18万8,000円、2目配水及び給水費の27万3,000円、3目業務費の74万9,000円、4目総係費の32万7,000円、5目受託工事費の46万5,000円の補正は、本年度の人事院勧告に伴う給与費及び法定福利費の実績見込みによる追加であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長(鵜川和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(鵜川和彦君) それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

8番、齊藤隆浩議員。

○8番（齊藤隆浩君） 49、50、51に引き続き、反対させていただきます。

先ほど副議長からも説明あったとおり、ルールの中でやってるわけなんですけれども、今回補正やってから今度条例を審査するということで、条例やってれば、もう少し何て言うか、私の話も少し通ったかなと思いながら、そんなこと言っても仕方ないんですけど。

やはり、会計年度任用職員も、同じ職員であり、一緒に働いてきた仲間でありますので、同じ待遇にしてあげてほしいなという気持ちで反対させていただきます。

○議長（鵜川和彦君） 次に賛成討論ございますか。

1番、齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 条例の話も出ましたんで、条例で見ると、ちゃんと人事院勧告反映されたうちはボーナスも支給するというふうに定めてる。それは標準的な自治体とにらめっこしたときに、会計年度任用職員にボーナスを出さなくてもいいとかボーナスを減らしてもいいというルールがあるにもかかわらず、きっちりとしたボーナスの手当については人事院勧告の後、見直しの条例も提案される予定なので、私は全体をパッケージで見たときに、制度設計というのは、少しくこういろんな法律の理解や、国からおりてくる法定事務についてのことがあって、これらについては、全て提案してる中身はある程度、納得がいけば、きっちり賛成しなきゃなんない事案じゃないかなって私は思います。

その中で、制度の例えは不備だとかそういうことがあれば、やるべきです。今回は再三申し上げてるとおり、きっちりとした年度任用に対する考え方を整理をされていて、それにのっとって、それぞれの人事院勧告に基づいた査定であるというふうに考えますので賛成させていただきます。

○議長（鵜川和彦君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。議案第52号 令和7年度栗山町水道事業会計補正予算（第4号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、議案第52号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第53号

○議長（鵜川和彦君）　日程第8、議案第53号　令和7年度栗山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木 学君）　議案第53号　令和7年度栗山町下水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額におきまして、支出の第1款下水道事業費用で、90万7,000円を追加し、その総額を4億7,353万9,000円とするものであります。

次に、予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費におきまして、90万7,000円を追加し、その総額を2,025万9,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

補正の内容について、ご説明申し上げます。収益的収支の支出におきまして、1款1項3目総係費の90万7,000円の補正は、本年度の人事院勧告に伴う給与費及び法定福利費の実績見込みによる追加であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（鵜川和彦君）　提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君）　それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君）　ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第53号　令和7年度栗山町下水道事業会計補正予算（第3号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君）　全員起立。

よって、議案第53号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第54号

○議長（鶴川和彦君）　日程第9、議案第54号　職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木 学君）　議案第54号　職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年8月の人事院勧告におきまして、民間給与との格差を埋めるため、月例給を平均3.3%、期末手当及び勤勉手当の支給率を合わせて0.05カ月分引き上げるなどの勧告がなされました。

本町におきましても、国家公務員との均衡の原則に基づき、この人事院勧告どおり改定を実施することとし、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第1条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、第16条は、宿日直手当の支給額を、4,700円とするものであります。

第17条の2は、常直手当の支給額を、4,700円とするものであります。

第20条第2項及び第3項は、本年12月支給分の期末手当の支給率を、一般職においては100分の127.5とし、再任用職員においては100分の72.5とするものであります。

第20条の4第2項は、本年12月支給分の勤勉手当の支給率を、一般職においては、100分の107.5とし、再任用職員においては100分の52.5とするものであります。

別表第一は、今回の人事院勧告に伴い、一般職給料表を改定するものであります。

改正条例の第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、第20条第2項及び第3項は、令和8年度以後における一般職の期末手当の支給率を、100分の126.25とし、再任用職員においては100分の71.25とするものであります。

第20条の4第2項は、令和8年度以後における一般職の勤勉手当の支給率を、100分の106.25とし、再任用職員においては100分の51.25とするものであります。

第21条第3項は、寒冷地手当の支給対象について、規定の整理に伴い、扶養親族に職員の配偶者を明記するものであります。

改正条例の第3条につきましては、栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正で、第2条第2項は、通勤手当の支給額を改正するものであります。

改正条例の第4条につきましては、栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正で、第2条第2項は、令和8年度以後における通勤手当の支給額を改正するものであります。

第3項は、1カ月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当に関する規定を追加するものであります。

第4項は、第3項の追加に伴う規定の整理であります。

第5項は、通勤手当の支給日に関する規定を改正するものであります。

第6項は、前5項の改正に伴う規定の整理であります。

第7項は、前6項の改正に伴う規定の整理であります。

附則第1項につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行し、改正条例第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2項及び第3項につきましては、適用日を定めたもので、第1条の改正規定による給料改定及び第3条の改正規定による通勤手当の支給額の改定については令和7年4月1日から、期末勤勉手当の支給率の改定については令和7年12月1日からそれぞれ遡及適用するものであります。

附則第4項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の給与を内払とみなすものであります。

附則第5項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の通勤手当を内払とみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第54号 職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第54号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第55号

○議長（鵜川和彦君） 日程第10、議案第55号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木 学君） 議案第55号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年8月の人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされました。

本町におきましても、この人事院勧告を踏まえ、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第1条につきましては、栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第5条第2項は、昨年12月支給分の期末手当の支給率を100分の235とするものであります。

改正条例の第2条につきましては、栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第5条第2項は、令和8年度以後の期末手当の支給率を100分の232.5とするものであります。

附則第1項につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行し、改正条例第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、適用日を定めたもので、第1条の改正規定による改正後の期末手当の支給率を令和7年12月1日から遡及適用するものであります。

附則第3項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の期末手当を内払とみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ちります。

討論に入ります。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ちります。

お諮りいたします。議案第55号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第55号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第56号

○議長（鵜川和彦君） 日程第11、議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木 学君） 議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年8月の人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされました。

本町におきましても、この人事院勧告を踏まえ、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第1条につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第4条は、昨年12月支給分の期末手当の支給率を100分の235とするものであります。

改正条例の第2条につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第4条は、令和8年度以後の期末手当の支給率を100分の232.5とするものであります。

附則第1項につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行し、改正条例第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、適用日を定めたもので、第1条の改正規定による改正後の期末手当の支給率を令和7年12月1日から遡及適用するものであります。

附則第3項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の

期末手当を内払とみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第56号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第57号及び議案第58号

○議長（鵜川和彦君） ここでお諮りいたします。

日程第12、議案第57号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第58号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題に供し、提案理由の説明を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

ご異議がないようですので、議案第57号及び議案第58号を一括議題に供し、提案理由の説明を求める。提案理由の説明を求める。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木 学君） 議案第57号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第58号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年8月の人事院勧告におきまして、期末勤勉手当の支給率を引き上げなどの勧

告がなされたことから、それぞれ関係規定を整備するものであります。

それでは、各改正条例についてご説明申し上げます。

まず、議案第57号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第6条は、本条例が引用する会計年度任用職員給与条例において、第2号会計年度任用職員の宿日直手当の支給額に改正があったときは、当該改正後の支給額を適用する規定とするものであります。

第8条は、期末手当の支給率を100分の126.25とするものであります。

第8条の2は、勤勉手当の支給率を100分の106.25とするものであります。

第13条は、本条例が引用する会計年度任用職員給与条例において、第2号会計年度任用職員の通勤手当の支給額に改正があったときは、当該改正後の支給額を適用する規定とするものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行し、第8条第1項第2号及び第8条の2第1項第2号の改正規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第58号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、第11条は、本条例が引用する給与条例において、一般職の常勤職員の宿日直手当の支給額に改正があったときは、翌年度の4月1日から、当該改正後の支給額を適用する規定を追加するものであります。

第13条は、本条例が引用する通勤手当条例において、職員の通勤手当の支給額に改正があったときは、翌年度の4月1日から、当該改正後の支給額を適用する規定を追加するものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから一括質疑に入ります。

8番、齊藤隆浩議員

○8番（齊藤隆浩君） 質疑させていただきます。

会計年度任用職員は先ほど、補正予算ときにも言ったんですけども、上がっていいくことはよかったですなと思ってるんですけども、遡って会計年度任用職員に関しては、支給されないということで、ここに至るまで、内部でどういう話をされてこういう結果になってきたのか、流れだから仕方ないよっていうふうな感じで会計年度任用職員だけ残っているのかそれとも会計年度任用職員は名前のとおり会計年度

なんで、当然、4月1日から3月31日までだよねっていうところで、今年の4月1日からの変更になるのか、そこら辺の内部で、どういう検討されたのかなっていうのを伺いたかったです。

○議長（鵜川和彦君） 総務課主幹。

○総務課主幹（松川公人君） これまでの検討の経過ということでしょうか。

これまで人事院勧告が発出されまして、それに応じて、条例改正されますので、そのタイミングに応じて、会計年度さんの雇用の状況ですとか先ほど言ったようなものも含めまして、また近隣の状況も含めまして、毎回検討してあるというか、検討をしてきて、現状のような形になってるというところでございます。

○議長（鵜川和彦君） 斎藤議員。

○8番（斎藤隆浩君） 一般職とか遡って期末手当追加で払われたりするんですけれども、会計年度職員も見直したほうがいいんじゃないかなみたいな声って出ないもんなんですか。

そういう働いてる人にしてみたらやっぱり物価高で、少しでもお金が欲しい中で、会計年度職員だけ置いてくのって、制度は今4月からになってはいるんですけども、見直さなきやなみたいな声っていうのは出ないもんなんでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 総務課主幹。

○総務課主幹（松川公人君） そういったところも含めまして、ちょっと繰り返しになってしまふんですけども、検討してきた経過というものがあるというところでございます。

一応会計年度任用職員の待遇改善全般につきましては、令和6年度からの、勤勉手当の支給など着実に改善をちょっと図ってきてるところでありますと、また議員おっしゃられるとおり、4月1日からはしっかりと人事院勧告に基づき、給与等の待遇の改善も図ってきているところでありますので、そういったところでは非常に適切な待遇の確保には努めていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（鵜川和彦君） 斎藤議員。

○8番（斎藤隆浩君） 先ほどの補正予算でも検討していただけるという話も、副町長からあったんですけども改めて、今回はこれでいくけれどもこの先に向けて、見直していくような考え方があるんでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 副町長。

○副町長（橋場謙吾君） ただいまの件でございます。

先ほども同様のお話で頂いたところでありますけども、基本的に現行制度では、遡及適用しないという扱いにさせていただいております。

ただ、今主幹のほうからもございましたようにこの制度、待遇改善制度も拡充されてきたということで期末手当ですとか勤勉手当、これについては制度にのつった中で、実施をしているところであります。

一方で、やはり扶養の範囲内で雇用されている方もいらっしゃるということで、そういうった影響も当然考えられますし、ただ、逆の一方で、先ほどありました国の通知といいましょうか、考え方も示されているところでありますので、そういうた部分も、今後検討しながら、また、近隣の動きも確認しながら、連携、調整しながら、今後に向けては、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鵜川和彦君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論、採決については、1件ずつ進めてまいります。

議案第57号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第57号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第57号は原案どおり決定をいたしました。

次に議案第58号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第58号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第58号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第59号

○議長（鵜川和彦君）　日程第14、議案第59号　和解及び損害賠償の額の決定についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長　佐々木　学君登壇]

○町長（佐々木　学君）　議案第59号　和解及び損害賠償の額の決定について提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、本議会の議決を求めるものであります。

和解の相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりであります。

和解の要旨につきましては、本事故に係る相手方の損害に対し、町が全額を賠償するものであります。

事故の概要につきましては、令和7年11月19日、午前7時10分頃、除雪グレーダーで作業中、後進する際の安全確認不足が原因で、車両に衝突し、損傷を与えたことによる物損事故であります。

本件に係る損害賠償の額につきましては、相手方の車両修理費等110万3,786円であります。本町が保険加入しております、一般財団法人全国自治協会自動車共済より、その全額が支払われるものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君）　提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、斎藤隆浩議員。

○8番（斎藤隆浩君）　1点伺います。

ぶつけた側のドライバーに対して、求償権っていうんですか、ドライバーに何かしらの責任なりっていうのは、今回何もなく、もう本当、物損で終わったんですね。ドライバーには、何かしらのペナルティーみたいのは今回課さなかつたということでおろしいでしょうか。

○議長（鵜川和彦君）　建設課長。

○建設課長（谷口良之君）　斎藤隆浩議員の御質問ですけども、今回のドライバーというこちらの事故を起こした側のドライバーという認識でお答えさせていただきますけども、今回につきましては従業員の方が起こしたということを会社のほうから報告を受けました。

それで今後気をつけるようにということの指導を徹底し、また除雪の作業全体、

委託する業者にも指導した中で、今回、特別このドライバーについて今回の件で云々というような処分についてはしてないところで現状注意したと、今後気をつけなさいよということも指導したという状況でございます。

○議長（鵜川和彦君）ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君）ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君）それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君）ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第59号 和解及び損害賠償の額の決定について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君）全員起立。

よって、議案第59号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第40号及び議案第41号

○議長（鵜川和彦君）ここで、お諮りいたします。

日程第15、議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例。日程第16、議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例。以上2議案を一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君）ご異議がないようですので、議案第40号及び議案第41号を一括議題に供します。

これら2議案については、令和7年定例会12月定例会議3日目において、特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところですが、審査が終了した旨の報告が、議長に提出されております。

これより委員長から一括して報告していただきます。

特別委員会委員長、齊藤義崇議員。

[学校再編に関する調査特別委員長 齊藤義崇君登壇]

○学校再編に関する調査特別委員長（齊藤義崇君）委員会の審査結果がまとめましたので議案として報告書をもって提案させていただきます。

委員会審査報告書。

令和7年、栗山町議会定例会12月定例会議において本委員会に付託を受けた事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、栗山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記、1件名、議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例。議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例。

2、付託年月日令和7年12月10日。

3、審査年月日、付記のとおりでございます。

4、審査の概要、少子化が進む中、将来にわたり子供たちに質の高い教育環境を確保していくため、適正規模適正配置の観点から提案された条例である。

審査では、廃校となる継立小学校及び角田小学校、児童のスクールバス通学路線等、放課後児童クラブの考え方、また、統廃合に関わるおよその予算額など、統廃合に関わり、児童及び保護者に不都合がない施策となっているかその考え方について資料に基づき審査を行った。

5、結果、原案可決すべきと決定。

6、意見、栗山町内の小学校統廃合に伴う様々な事項については、今後全ての児童及び保護者に不都合のないよう、それぞれの意見を尊重し、統廃合に向け協議を進めるよう取り組まれたい。

また、本特別委員会においては、統廃合に関わり、全ての児童や保護者に対して、環境変化に対する支援体制、児童が安全安心に通学できる環境の整備、学校教育活動以外では、放課後児童クラブの受け入れ体制の支援や充実などを注視し、統廃合に関わるデメリットを最小限にすべく、施策や今後の予算措置についても、引き続き確認していく必要があると考える。

今後においても、協議内容や経過については、本特別委員会へ十分な説明報告を行うことを求める。

○議長（鵜川和彦君） ただいま報告をいただいた2議案については、議長を除く全委員による特別委員会で審査を進めておりましたので、申し合わせにより質疑、討論は行わず、これより1件ずつ採決を行いたいと考えますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、1件ずつ進めてまいります。

議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。

委員長報告どおり、決することに賛成の皆さんのは立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、本案は、委員長報告どおり原案可決と決定いたしました。

議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。

委員長報告どおり、決することに賛成の皆さんのは立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、本案は、委員長報告どおり原案可決と決定いたしました。

◎議員研修への派遣について

○議長（鵜川和彦君） 日程第17 議員研修会への派遣についてであります、
2月19日、岩見沢市で開催される南空知町村議會議長連絡協議会議員研修会に
議員全員を派遣したいと考えますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、議員研修会へ派遣することに
決定いたしました。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） ここでお諮りいたします。

本定例会1月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、会議規則第7条の規定により、令和7年定例会を休会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和7年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時46分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署名議員

署名議員